



2026 年 8 月 6 日

各 位

会 社 名 日 比 谷 総 合 設 備 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 中 北 英 孝
(コード番号 1982 東証プライム市場)
問 合 せ 先 執 行 役 員 管 理 本 部 IR・広 報 部 長
土 門 暁
(TEL 03-3454-2720)

株式報酬としての自己株式処分に関するお知らせ

当社は、2026 年 8 月 6 日開催の取締役会において、株式報酬としての自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 処分の要領

(1) 処分期日	2026 年 8 月 25 日
(2) 処分する株式の種類および数	普通株式 192,700 株
(3) 処分価額	1 株につき 2,905 円
(4) 処分総額	559,793,500 円
(5) 処分予定先	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (役員報酬 B I P 信託口)
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による臨時報告書を提出しております。

2. 処分の目的および理由

当社は、当社の取締役および執行役員（社外取締役および国内非居住者を除く。以下「取締役等」という。）に対して取締役等の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、中期経営計画における業績目標達成および中長期的な企業価値向上への貢献意識を高めることを目的として、2017 年度より導入している「役員報酬 B I P 信託」（以下「B I P 信託」という。）を活用した業績連動型株式報酬制度の継続および一部改定について、2026 年 6 月 25 日開催の第 61 回定時株主総会において承認を受けております。

なお、B I P 信託の概要については、2026 年 5 月 13 日付で公表いたしました「役員向け業績連動型株式報酬制度の継続および一部改定に関するお知らせ」をご参照ください。

本自己株式処分は、B I P 信託の期間延長に伴い、当社が三菱 U F J 信託銀行株式会社との間で締結する役員報酬 B I P 信託契約（以下、「本信託契約」といい、本信託契約に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）の共同受託者である日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬 B I P 信託口）に対し、自己株式の処分を行うものであります。

処分株式数につきましては、株式交付規程に基づき信託期間中に取締役等に交付を行うと見込まれる株式数であり、その希薄化の規模は 2026 年 3 月 31 日現在の発行済株式総数 22,000,000 株（2026 年 4 月 1 日

付の株式分割後 44,000,000 株) に対し 0.44% (小数点第 3 位を四捨五入、2026 年 3 月 31 日現在の総議決権個数 215,669 個 (2026 年 4 月 1 日付の株式分割後 431,684 個) に対する割合 0.45%) となります。

本自己株式処分により割当てられた当社株式は株式交付規程に従い取締役等に交付が行われるものであり、本自己株式処分による株式が一時に株式市場に流出することは想定されていないことから、流通市場への影響は軽微であり、処分株式数および希薄化の規模は合理的であると判断しております。

3. 処分価額の算定根拠およびその具体的内容

処分価額につきましては、最近の株価推移に鑑み、恣意性を排除した価額とするため、本自己株式処分に係る取締役会決議の前営業日 (2026 年 8 月 5 日) の株式会社東京証券取引所における当社株式の終値である 2,905 円としております。取締役会決議の前営業日の当社株式の終値を採用することにいたしましたのは、取締役会決議直前の市場価格であり、算定根拠として客観性が高く合理的であると判断したためです。

以 上